事業用自動車総合安全プラン2020

~講ずべき施策の実施状況~



目標の達成に向けて当面講ずべき施策 フォローアップ表

今後取り組むべき課題	施 策	進捗状況(令和3年3月末現在)	参考指標
1. 行政・事業者の安全	対策の一層の推進と利用者を含めた関係者	の連携強化による安全トライアングルの構築	
(1)事業者における法令遵守	の徹底と安全輸送の取組の強化		
貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的実施等、運輸安全マネジメン	〇貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重 点的実施。	【国土交通省】 〇平成29年度から令和3年度までの5年間においてすべての貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を実施することとしており、年間710程度の事業者に対して評価を実施する予定。令和元年度の 1年間は593事業者に対して評価を実施、令和2年度も令和2年12月末現在で222事業者に対して評価を 実施(平成29年度から令和2年度12月末までで、のべ2366事業者に実施)。	
ト制度に係る取組の強化	し、行政処分を受けた貸切バス事業者の安全管理体制 の確認を強化。	【国土交通省】 〇貸切バス事業については、2017年4月から事業許可の更新制を導入し、前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合であって、更新申請時までに認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合は、許可を行わないこととした。 【NASVA】 〇2009年に認定を受けてから、運輸安全マネジメント評価を希望する自動車運送事業者に対し、評価を実施している。(NASVA安全評価員(安全評価指導員)は5名(R2. 12末現在))	※運輸安全マネジメント評価の更新許可の要件化は、令和4年4月以降に 更新申請をする事業者から適用されるため、更新許可を行わなかった事 業者は存在しない。 ◆NASVAによる安全マネジメント評価実績 平成30年度 13件(ハイタク1件、バス12件) 令和元年度 2件(バス2件) 令和2年度 2件(ハイタク1件、バス1件)※R2.12末
	上の事業者から200両以上の事業者へ拡大。	【国土交通省】 〇平成29年7月に、運輸審議会の答申において、自動車輸送分野における安全管理の取組みの更なる展開を図ることが必要であるとされた。平成29年12月、これを踏まえ、旅客自動車運送事業運輸規 則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則について、一般乗用旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者に係る当該義務付けの対象を拡大する旨の改正を行った。	◆新たに対象となった事業者数 トラック事業者: 171者 タクシー事業者: 52者
	ジメント制度の更なる普及促進。	【国土交通省】 〇平成29年7月に「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を策定。それに伴い、中小規模自動車運送事業者が多く受講する認定セミナーにて使用される説明資料を更新し、効率的な理解の促進に努めた。また、中小規模貸切バス自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメント評価を重点的に実施し、同ガイドラインを踏まえた評価を通して、事業者の運輸安全マネジメント制度の取組の促進を図った。	
	マネジメント制度の普及・啓発。	【NASVA等の民間機関】 〇国土交通省より認定した8者の第三者機関による認定セミナーを実施。平成30年度においては、30年12月31日までに282回の認定セミナーが開催され、8.225名の受講者が参加。 【NASVA】 〇運輸安全マネジメントの浸透、定着に有効な認定セミナーを全国規模で実施している。また、「主に中小規模自動車運送事業者」を対象とした認定セミナーを実施し運輸安全マネジメント制度の必要性の説明を実施している。 〇2006年度から運輸安全マネジメント制度を広く業界に周知・浸透させ、多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取り組みに生かせるよう、「NASVA安全マネジメントセミナー」を開催し、近年では東京国際フォーラムにて開催している。	◆NASVAによる認定セミナーの実施状況(括弧内は受講人数) 「ガイドラインセミナー」 平成30年度:97回(2, 187人)
	監査周期を延長。	【国土交通省】 〇監査制度については、「自動車運送事業における監査のあり方検討会」を踏まえ、平成25年10月より、悪質な事業者への重点的な監査を実施することとしたところであり、長期未監査のみを端緒とした監査は極めて少ない。平成29年度及び平成30年度(平成31年1月末まで)において、当該施策を適用した事案はない。 引き続き、監査の実施にあたっては、当該施策の適用を検討しつつ、悪質な事業者への重点的な監査を実施することとする。	◆認定セミナー開催状況 令和元年度 開催回数:337回 受講者数:8,955人 令和2年度(※令和2年9月末時点) 開催回数:77回 受講者数:1,172人

		▲ = ナル ナフェ (エッカ たり) に
○運輸安全マネジメント制度の努力義務事業者であっても、第一当事者事故等を惹起し、行政処分を受けた事業者等に対しては、運輸安全マネジメント評価を実施。 【バス業界】 ○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の	【国土交通省】 〇平成29年7月に、運輸審議会の答申において、安全マネジメント評価の基本的な方針の改正が示され、概ね5年間を目途に、全ての貸切バス事業者に対する安全マネジメント評価を行うこととなった。また、軽井沢スキーバス事故を受けて取りまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえ、平成29年6月より、重大事故を引き起こした事業者、法令違反が疑われるとして継続的に監視が必要な事業者等に対し、重点的に毎年度1回以上監査を実施することとなったことから、これらの取組を優先している状況である。 【日本バス協会】 〇運輸安全マネジメントの講習会等の開催案内を機関紙、HP等に掲載し、受講の促進を図っている。ま	◆該当する評価の実施状況 令和元年度 実施回数:44回 令和2年度年度(令和3年1月末時点) 実施回数:29回 ◆各団体における安全マネジメント講習の実施回数 (地方バス協会における開催実績)
実施。	た、貸切バス事業者安全性評価認定制度において、運輸安全マネジメントへの取り組み状況を評価している。	
【タクシー業界】 〇運輸安全マネジメントを通じた安全文化の徹底。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇各県協会では、NASVAの実施する安全マネジメントセミナー、講習会等の積極的な受講を推進しており、開催情報を会員に周知をしている。 また、各地方運輸局において開催される運輸安全セミナーの積極的受講について各県協会を通じて傘下会員事業者に促した。 更に、平成28年9月1日に開催をした全タク連交通安全委員会において国土交通省担当官を招聘して「運輸安全マネジメント制度のコンセプト及びリスク管理の理解促進セミナー」に関する講演を実施した。	
	【全国個人タクシー協会】 ○平成29年7月、『個人タクシー事業における総合安全プラン2020』を策定 令和2年までの事故等削減目標値を設定するとともに、目標達成に向けて当面講ずべき施策を策定 し、各支部に周知した。 全国10支部において、それぞれ「支部における総合安全プラン2020」を策定。支部毎の事故等削減目標を設定するとともに目標達成に向けて当面講ずべき施策を策定した。各支部においては、前年の事故等発生件数をもとに当年の目標値を修正し推進してきた。 毎年10月、協会本部にて安全・サービス委員会を開催。各支部の委員が前年の事故削減目標達成の状況、達成できなかった若しくは達成できた主な理由、当年の目標修正の考え方や重点的に取り組む施策等を報告している。 ○『安全運行指導員制度』の推進 NASVAの一般講習受講修了者を対象に、各地域の会員で選任し本会で認定した安全運行指導員が中心となって、事故防止講習会の開催、事故の統計と分析、地域警察・交通安全協会等への協力、事業者に対する事故防止の啓蒙、事業者の運転状態・健康状態の確認、運転・営業・健康管理面等のアドバイス及び指導等を行っている。 ○全事業者向けリーフレットを配付毎年9月から10月の交通安全運動実施に際し、全事業者向けにリーフレットを作成・配付している。「総合安全プラン2020」の周知と安全マネジメントの徹底等当面講ずべき施策の周知、事故削減重点目標の周知を行っている。	令和元年8月:32,000部 令和2年8月:31,000部
	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成23年11月、10台未満の小規模事業者向け「安全マネジメント実施手引き」(全タク連版)を作成し、全国のタクシー事業者へ配布した。 平成29年12月、30台未満の中小規模事業者向け「運輸安全マネジメントの進め方」を作成し、全国のタクシー事業者へ配布した。 【全国個人タクシー協会】 ○安全運行指導員活動マニュアルの改訂 「事業用自動車総合安全プラン2020」の策定に伴い、同プランの概要を記載。データの差し替えを行う。 ○個人タクシー事業者研修教本「そして明日へ」の改訂	
〇運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会等との連 携及び中小規模事業者に対するセミナーの受講促進。	「事業用自動車総合安全プラン2020」の概要説明とPDCAサイクル等の説明を記載した。	

	【全日本トラック協会】 〇2018年4月の運輸安全マネジメント評価制度見直し(最低車両台数の範囲拡大)について広報誌等を ・通じて周知するとともに、運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図る ため、官民一体となった普及・啓発活動に取り組んでいる。	
--	--	--

②運転者教育の徹底等	【国土交通省】 ○講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底。	周知。(「事業用自動車の事故防止の徹底について」平成30年2月16日) 〇告示「指導及び監督の指針」及び「指導監督マニュアル」を改正し内容を充実させ、同内容について周	2019年度 : 7回 2020年度 : 8回 2021年度 : 2回 ◆NASVAによる指導講習受講者実績
	〇準中型免許制度の創設を踏まえたトラックの指導監督内容の改正、貸切バスのドライブレコーダーを活用した指導監督の実施の義務付け等、新たな指導監督内容の周知徹底。	〇令和元年度に指導講習用テキストについて、「自動車運送事業者が運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の改正及び「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」の策定等の公表に伴う情報を盛り込みリニューアルし、指導講習を引き続き実施している。	H30年度(基礎講習)34, 129人 (一般講習)92, 469人 (特別講習)1, 811人 R元年度(基礎講習)33, 998人 (一般講習)88, 215人 (特別講習)1, 590人 R2年度(基礎講習)16, 545人 ※R2.12末(一般講習)62, 068人 (特別講習)1, 008人
		〇毎年度最新の法令改正内容や安全情報を盛り込み各種運行管理者講習用テキストをリニューアルし講習で解説している。運行管理者が運転者に対して指導監督の際に必要な内容を網羅したものになっている。また、国内唯一の運行管理者指導講習用テキストとして、民間の講習実施認定機関へテキストを頒布する重要な役を担いつつ安全の裾野の拡大につなげている。	◆民間の講習実施認定機関へのテキスト頒布実績 H30年度 基礎:19,271冊 一般:27,004冊 R元年度 基礎:20,716冊 一般:30,050冊 R2年度(R2.12末) 基礎:18,715冊 一般:32,267冊
	【バス業界】 〇初任運転者等に対する実技訓練実施の徹底。	【日本バス協会】 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」等を機関紙、HP 等に掲載し、周知徹底を図っている。	
	【タクシー業界】 〇乗務員採用後の社内研修等の充実	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇国土交通省策定の「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル(タクシー事業者編)」を、全タク連において印刷製本(6100部)して会員事業者に頒布し、その活用を図るなど、乗務員の社内研修及び指導・監督については、従来から徹底をしているところ。 さらに、健康起因による事故防止への関心が高まっていることから、全タク連では、交通安全委員会において、「ドライアイと交通安全について」、「運転従事者における脳MRI健診の意義」、、「運転者の認知症予防対策」、「事業用自動車の健康起因事故防止対策」、「薬物乱用対策について」「「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」について」等講師を招聘して講演を行い、社内研修の参考としている。	
		【全国個人タクシー協会】 ○新規事業者講習会の実施 支部・会員・所属団体において、新規に個人タクシー事業者となる者に対し講習会を開催し、事故防止・健康管理・営業面等について講習している。 ○事業者用教本の作成・配付 新規事業者向けの教育教材として、営業・安全・接客サービス面の遵守事項・注意点等を記載した教本「そして明日へ」を作成・配付した。また、事故防止・健康管理についてのチェック項目を記載した教本「チェック&チェック」を作成・配付した。	

○交通事故防止の意識の高揚を目的とした「追突事故防止マニュアル活用セミナー」、「ドライブレコーダ活用マニュアル」及び、平成29年度にその内容の見直しを行った「ドライブレコーダ実践セミナー」、令和元年度より実施の「60分でわかるトラック重大事故対策セミナー」の全国各地での開催。 ○交通事故防止対策強化を目的として、地方協会の支部での出前セミナーの開催(平成30年度試行。令和元年度から本格実施)。	〇高速道路上で約7割を占める追突事故の再発防止を図るため「追突事故防止マニュアル活用セミナー」を実施しているほか、「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」を開催し、交通事故実態に即した事故防止対策の普及啓発に努めるとともに、交通事故防止の意識の高揚を図っている。 のまた、「WEB版ヒヤリハット集」の充実を図るとともに、効果的な映像を活用した「ドライブレコーダ実践セミナー」として平成29年度にそれまでの内容を見直し、充実化を図った。 〇さらに令和元年度より、「交差点事故」と「追突事故」を中心テーマに、ドライブレコーダの映像を活用して、重大事故の特徴や対策をわかりやすく解説する「60分でわかるトラック重大事故対策セミナー」を新たにスニューに加えた。 〇死亡事故件数が車両台数1万台当たり「1.5」件を複数年度にわたり連続して超えている地域に対する交通事故防止対策を強化するため、トラックドライバー等を受講対象として、当該地域に対する支部対応の「出前セミナー」を開催している。 〇平成27年4月に発出された「自動車制作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」に基づき、関係団体等との連携により、トレーラ火災の原因と防止対策、車輪の脱落事故原因と防止対策、日常点検や定期点検整備の重要性等を中心とした「トレーラの安全等に係る研修会」を実施している。	H30年度:20回 1,004名 R01年度:9回 431名 R02年度:18回 480名 R02年度:18回 480名 R02年度:18回 480名 R02年度:20回 1,138名
	○「事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針」の強化に対応し、「事業用トラックドライバー	○全ト協指定施設数 •H28年度:8施設 •H29年度:8施設 •H30年度:11施設 •R01年度:16施設
〇運転技術、安全意識向上のため、ドライバーコンテストの実施。	〇安全意識ならびに運転技能の向上を図るため「全国トラックドライバー・コンテスト」を実施している。なお、各部門の優勝者は、首相官邸並びに国土交通大臣への表敬訪問を行っている。	◆第 51 回 全国トラックドライバー・コンテスト 期間:令和元年10月26日~27日 参加者:150名 ◆第52回 全国トラックドライバー・コンテストは新型コロナウイルス感染拡 大により中止
グ、点検整備ビデオ等)。	【全日本トラック協会】 〇日常点検の確実な実施及び車輪脱落事故防止対策や、平成30年12月施行の新たなチェーン装着規制への対応について啓発するDVD、リーフレットを作成し、会員事業者に配布するとともに、全ト協のHPに掲載し、周知・啓発を行っている。 〇交通事故防止及び飲酒運転根絶の観点から、確実な点呼の実施方法を解説するDVDを、令和元年10月に作成し、全ト協のHPに公開した。	
○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正 化を推進。	【日本バス協会】 〇貸切バス適正化機関と地方バス協会が緊密に連携がとれる体制を構築している。また、適正化機関から委託を受けて地方バス協会が会員事業者の指導を行う場合は、適正化機関との適切な役割分担の下で業務を行っている。 【NASVA】 〇貸切バス適正化センターからの要請に基づき、当該センターが実施する巡回指導に適正化指導員として同行し、巡回指導実施支援を行っている。	◆NASVAICよる適正化実施実績 平成30年度 643件 令和元年度 510件 令和2年度 20件 ※R2.12末
○「交通事故抑止対策等の徹底と乗員の安全確保に関する決議」(事業者大会決議)による交通安全意識等の	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇平成30年11月、交通事故抑止対策の徹底と乗務員の安全確保に関する決議を事業者大会にて行い、総合安全プラン2020に基づく各種安全対策を業界の総力を挙げて取り組む等交通安全意識の定着・向上に努めた。	

	止対策優秀都道府県協会表彰」、「優良乗務員表彰」) の活用。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰 「総合安全プラン2020」に掲げた目標達成に向け、各都道府県協会の交通事故抑止に向けた取り組みの一層の強化を目的として、交通事故削減に努力した都道府県協会を表彰する「交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰」制度を平成23年から実施。 優良乗務員表彰 タクシー乗務員のうち、無事故無違反運転を長期間続け他の乗務員の模範となる優良な乗務員を表彰することにより、乗務員の資質の向上を図ることを目的に昭和41年から実施。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ◆優良乗務員表彰は、累計4,551人(無事故無違反、善行等)が表彰された。 (平成30年度まで)
		【全国個人タクシー協会】 ○交通安全運動優秀団体の表彰 毎年9月~10月の2ヶ月間実施する交通安全運動における成績優秀団体を表彰している。 ○会員・所属団体による無事故表彰 会員・所属団体等において、永年にわたる無事故・無違反者を表彰している。 ○セーフティドライバー・コンテスト表彰 東京都個人タクシー協会において、警視庁の主催するセーフティドライバー・コンテスト(7/1~12/31の6か月間、5人1組のチームで無事故無違反を目指す)で、無事故・無違反を達成したチームの所属する団体を表彰している。	【全国個人タクシー協会】 ◆セーフティドライバー・コンテスト 期間:令和元年7月1日~12月31日 参加者:146組730名 無事故無違反達成者:85組(58.2%)
	○全日本トラック協会及び都道府県トラック協会の総	【全日本トラック協会】 〇全ト協及び地方トラック協会の総会、事業者大会等における交通安全決議等により、交通安全に対するトラック運送事業者の意識の定着を図った。また、地方トラック協会に対する事故防止大会実施に対する助成を行った。	◆事故防止大会への助成実績 H29年度 6,692,108円 H30年度 5,501,483円 R01年度 4,997,980円 R02年度 2,515,617円(令和3年2月現在)
		【全日本トラック協会】 〇国が主催する各季交通安全運動や年末年始の輸送等安全総点検への参画、トラック業界独自の「正 しい運転・明るい輸送運動」の取り組みなど各種事故防止キャンペンを実施している。	
		【NASVA】 〇春・秋の全国交通安全運動期間中の実績結果報告 ・指導講習受講者、適性診断受者に対して、本運動つい説明周知するとともに安全運動の呼びかけ、シートベルトの着用や飲酒運転根絶について周知を行っている。 ・支所の入り口や適性診断待合室に交通安全運動実施ポスターの掲示や垂れ幕・看板の掲示。交通安全運動期間中のリボン着用することで自動車運送事業者等へのPRを行っている。 〇自動車点検整備推進運動期間中及び講習開催にはチラシを配布するなど周知している。	
	展開。	【全日本トラック協会】 〇地方トラック協会が取り組んでいる事故防止コンクール(運転経歴証明書取得)について、その普及啓発に努めている。	
(2)監督等の実効性の向上	による違反行為等の是正及び悪質事業者の排除		
①監査・処分の実効性の向	【国土交通省】 OICTを活用した監査事務の効率化。	【国土交通省】 〇全国の運輸局及び運輸支局に順次タブレットを配賦し、監査の事前準備の短縮や監査現場における 作業の効率化を図っている。	◆配賦台数 平成29年度:26台 平成30年度:10台 令和2年度:40台(予定)
	に向けての監査の実施。	【国土交通省】 〇平成28年12月から、処分基準の厳格化や法令違反の早期是正のための指摘事項確認監査の実施 等を導入しているところ。これらの取組を的確に実施し、法令違反の早期是正と不適格者の排除を図っ ている。	◆指摘事項確認監査件数 令和元年度:374件(是正率:98.9%) ※是正が確認できなかった4者のうち、1者についてその後の監査を経て 是正が確認され、残り3社については事業を廃止した。
		【国土交通省】 〇過去に重大事故を引き起こしたことや、重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により、継続的な監視が必要な事業者を把握し、原則、年度毎に1回以上の監査を実施することとした。	◆監査件数 令和元年度:12391件 ◆行政処分等件数 令和元年度:2037件
	○新たに設置される貸切バスの適正化機関を活用し監	【国土交通省】 〇国の監査を補完する役割として貸切バス適正化機関を設置し、貸切バス事業者に対する巡回指導を 平成29年8月から実施しており、巡回指導の結果、国に通報があった者に対して順次監査を行ってい る。	巡回指導実施件数8,814件(H29.8~R.2.12末) 国に通報された件数 43件(H29.8~R2.12末)
(3)利用者を含めた関係者の	の連携強化による安全性の向上		

①利用者が優良事業者を選択するために必要な安全情報等の提供		○貸切バス評価認定制度の認知度向上を図るため、出版物に対して広告を掲載している。(令和3年1月29日現在、認定事業者数2,033事業者、認定車両数35,237両) 【NASVA】 ○貸切バス事業者安全評価認定業務のうち現地における施設等の安全確認審査に関して協会からの	◆NASVA貸切バス事業者安全評価認定制度協力実績 H28年度 196件 H29年度 275件 H30年度 283件 R 1 年度 370件 R2 年度 323件
	【タクシー業界】 〇各都道府県における優良乗務員証などの普及・促進 及び利用者へのPR活動。	【全国個人タクシー協会】 ○マスターズ制度 安全運転の維持・確保、関係法令等の遵守、良質なタクシーサービスの提供等の基準をクリアし、外部認定委員の審査により認定されたマスター・ふたつ星・ひとつ星の事業者が表示灯に称号標を表示し、利用者に情報提供している。 ○サービス向上推進運動の実施 毎年12月1日~翌年1月31日にサービス向上推進運動を実施し、個人タクシーとしての資質向上、利用者利便の向上、安定した制度運営の確保を掲げ、研修会等の開催、マスター事業者コンテストの開催、UD研修の取り組みを行うとともに、12月の繁忙期を迎え事故等削減目標に向けた取り組みの強化と安全運動を実施している。また、各地域において利用者への感謝を込めたPR活動を実施している。 ○優良タクシー乗り場 東京においては、マスターズ制度における最高位のマスター又は東京タクシーセンターの優良運転者証を表示する事業者を入構条件として、東京タクシーセンターが都内27か所に優良タクシー乗り場を設置している。	◆マスターズ制度 令和2年12月1日現在 マスター 17,524名 ふたつ星 5,171名 ひとつ星 3,276名
		【全日本トラック協会】 〇荷主企業や一般消費者等に対してGマーク制度の周知をを図るため、制度の概要を紹介するリーフレットを作成したほか、Gマーク制度について、一般の方々に広く知ってもらうため、高速道路のSA・PAや道の駅等への掲示用ポスターを作成している。 〇一般消費者、地域社会への認知度を高め、業界のイメージアップを図るため、安全性優良事業所の保有車両にGマークのデザインを施したラッピングトラックを仕立て、走行している。	
	〇引越安心マーク(引越事業者優良認定制度)の普及 促進。	【全日本トラック協会】 〇一般消費者、市町村及び業界団体等に対し、引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の周知を図るためチラシを作成したほか、引越安心マーク制度について、一般の方々に広く知ってもらうため、高速道路のSA・PAや道の駅等への掲示用ポスターを作成している。 〇引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)を一般消費者、地域社会への認知度を高めることを目的に、「引越安心マーク」ラッピングトラックを仕立て、走行している。	
②歩行者等に対する安全情報の提供	〇地方自治体の協力を得て高齢者に向けた安全情報 の提供等を実施。	【国土交通省】 〇バスの車内事故の被害者の多くが高齢者であるところ、地方運輸局において、各県バス協会が実施する車内事故防止キャンペーン期間に合わせて、「バス車内事故防止強化月間を定め、大規模公共施設へのポスター掲出や自治体広報誌への掲載、「バス車内事故防止教室」の開催等、バス利用者への啓発活動を行っている。	
担い手確保に向けた働き方	〇関係省庁横断的な検討の場を設け、長時間労働の是 正に向けた環境を整備するため、行動計画を策定。	【国土交通省】 〇2017年3月に決定された「働き方改革実行計画」に基づき、同年6月に「自動車運送事業の働き方改革 に関する関係省庁連絡会議」を設置。2018年5月に「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政 府行動計画」を策定し、関係省庁が連携し、労働生産性の向上、多様な人材の確保、取引環境の適正 化等の環境整備の取組みを進めている。	
	導・監督の実施。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇平成30年3月、「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を策定。 労働基準法等関係法令及び改善基準の遵守(遵守状況の確認)、労働時間の正確な把握(始業・終業時刻の確認・記録)、業務の繁閑に応じた勤務シフトや変形労働時間制等の検討、減収につながらない労働時間の短縮 = 生産性の向上、年5日以上の年次有給休暇の取得等を盛り込み労働環境の向上に向けた取り組みを推進 【全国個人タクシー協会】 〇国土交通省自動車局安全政策課による講演 旅客自動車運送事業運輸規則第21条(過労防止等)の一部改正及び同規則の解釈及び運用についての通達の一部改正に伴い、平成30年3月20日開催の本協会定例理事会の席上において、安全政策課係官による講演を実施した。	
		【全日本トラック協会】 〇国土交通省と厚生労働省が策定した「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」策定に際し、平成28年年度・29年度の2か年にわたり、全国47都道府県において実施されたパイロット事業に参画した。また、平成30年度以降も地域を絞った実証事業を継続して実施するなど、取引環境と長時間労働の改善に向けた取り組みを進めている。	

		【全日本トラック協会】 〇トラック運送事業における運賃・料金収受について、運送以外のコストを適切に収受できるようにする ため、運賃と料金の定義を明確化した「改正標準貨物自動車運送約款」(平成29年11月4日施行)につい て、全国会員事業者への周知・徹底を行うとともに、令和2年4月24日に告示された「標準的な運賃」が 積極的に活用されるよう、周知啓発に努めている、	
	〇「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上 及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の推進。	【全日本トラック協会】 〇適正取引推進に向けた取り組みとして「付帯業務・荷待ち・高速道路料金等の負担に関するルールの 明確化や、下請け事業者との取引について、原則100%書面化」など全41の具体的な取組事項につい て自主行動計画として定め、毎年、進捗状況のフォローアップを実施し、関係者が一体となってトラック運 送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けて取り組んでいる。	
④荷主等と連携した過労運 転をさせない労働環境の構 築	〇荷待ち時間等の記録を用いた、過労運転防止に向けての荷主への啓発等を実施。	〇貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成29年7月1日から荷主都合による30分以上の荷待ちは「乗務記録」の記載対象となったことに加え、令和元年6月15日からドライバーが荷役作業等を行った場合についても「乗務記録」の記載対象となったことから、当該制度改正に係るリーフレットを作成している。 〇本資料について、運送事業者の法令違反につながるおそれのある行為をしている疑いのある荷主に対して、国土交通省が荷主所管省庁等と連携し、荷主の配慮が必要であることについて理解を求めるための働きかけ等の機会を通じて、トラックドライバーの荷待ち時間削減と適正取引の構築のために、当該リーフレットを用いた制度の周知を図っている。	~40名程度) 平成29年12月14日 日本海運貨物取扱業会 大阪·神戸地区会員企業 (30名程度) 平成30年2月14日 (一社)日本建設機械工業会 会員企業、関連運送事
	〇荷主と事業者が連携して、長時間労働の改善に向けた取り組みを推進。	【国土交通省】 〇深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、②取引適正化を通じた女性や60代以上の運転者等も働きやすい労働環境の実現に取り組む「ホワイト物流」推進運動の展開を図るため、Webセミナーを開催する等の取り組みを実施している。また、平成29年度に実施した荷待時間の調査結果において荷待件数が多かった「加工食品」「建設資材」「紙・パルプ」の輸送品目について、荷主等の関係者から構成される懇談会を立ち上げ、令和2年5月にガイドラインを取りまとめたと。さらに、今年度は新たに『飲料・酒』と『生鮮食品』について重点的に検討を進めている。	
	【トラック業界】 〇「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。(再掲)	【全日本トラック協会】(再掲) 〇国土交通省と厚生労働省が策定した「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」策定に際し、平成28年年度・29年度の2か年にわたり、全国47都道府県において実施されたパイロット事業に参画した。また、平成30年度以降も地域を絞った実証事業を継続して実施するなど、取引環境と長時間労働の改善に向けた取り組みを進めている。	

		¥	-
		【全日本トラック協会】(再掲) 〇トラック運送事業における運賃・料金収受について、運送以外のコストを適切に収受できるようにするため、運賃と料金の定義を明確化した「改正標準貨物自動車運送約款」(平成29年11月4日施行)について、全国会員事業者への周知・徹底を行うとともに、令和2年4月24日に告示された「標準的な運賃」が積極的に活用されるよう、周知啓発に努めている、	
	及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の推進。 (再掲)	【全日本トラック協会】(再掲) 〇適正取引推進に向けた取り組みとして「付帯業務・荷待ち・高速道路料金等の負担に関するルールの 明確化や、下請け事業者との取引について、原則100%書面化」など全41の具体的な取組事項につい て自主行動計画として定め、毎年、進捗状況のフォローアップを実施し、関係者が一体となってトラック運 送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けて取り組んでいる。	
⑤適正な運賃収受による安全投資の確保	〇運賃・料金の範囲の明確化及び別立収受のための環境整備を実施。	【国土交通省】 ○標準貨物自動車運送約款の改正について、国土交通省、経済産業省、農林水産省等の連名による協力依頼書及び改正概要リーフレットを、荷主団体及荷主企業約1000箇所に配付するとともに、荷主が参加するセミナー等で改正概要を説明するなど、周知を図った。 ○コンプライアンス違反を防止しつつトラック運送機能の持続的確保を図る上で一定のコストが必要となること等について荷主・運送事業者双方の共通理解を促すために、事業の実施におけるコスト構成や運行事例等も含めてガイドラインとして取りまとめ、平成30年12月に公表し、荷主が参加するセミナー等で周知を図った。 ○平成31年2月から開催している「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたセミナー」等を活用して、ガイドラインの周知を図っている。 ○令和2年4月に改正貨物自動車運送事業法に基づく「標準的な運賃」を告示し、運送事業者には全国で説明会を実施し、荷主向けにはリーフレットを配布するなど周知・浸透を行っている。	【令和2年度実績】 令和2年12月1日までに 運送事業者向けに説明会を47都道府県で実施 令和2年12月18日 荷主向けにリーフレットを約46000社へ配布
	○「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。(再掲)	【全日本トラック協会】(再掲) 〇国土交通省と厚生労働省が策定した「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」策定に際し、平成28年年度・29年度の2か年にわたり、全国47都道府県において実施されたパイロット事業に参画した。また、平成30年度以降も地域を絞った実証事業を継続して実施するなど、取引環境と長時間労働の改善に向けた取り組みを進めている。	
		【全日本トラック協会】(再掲) 〇トラック運送事業における運賃・料金収受について、運送以外のコストを適切に収受できるようにするため、運賃と料金の定義を明確化した「改正標準貨物自動車運送約款」(平成29年11月4日施行)について、全国会員事業者への周知・徹底を行うとともに、令和2年4月24日に告示された「標準的な運賃」が積極的に活用されるよう、周知啓発に努めている、	
	(再掲)	【全日本トラック協会】(再掲) 〇適正取引推進に向けた取り組みとして「付帯業務・荷待ち・高速道路料金等の負担に関するルールの 明確化や、下請け事業者との取引について、原則100%書面化」など全41の具体的な取組事項につい て自主行動計画として定め、毎年、進捗状況のフォローアップを実施し、関係者が一体となってトラック運 送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けて取り組んでいる。	

⑥シートベルトの着用徹底の ための周知		【国土交通省】 〇事業用自動車事故調査委員会の調査報告により、再発防止策としてシートベルトの着用が必要であることを示すとともに、セミナー等を通じて、乗客にシートベルトの着用を促すよう徹底すべきことを周知。 (平成29年7月5日(貸切バスの転落事故)、平成29年12月6日(貸切バスの横転事故、タクシーの追突事故)、平成31年1月25日(大型トラックの追突事故、貸切バスの追突事故))	
		【日本バス協会】 〇毎年7月に「車内事故防止キャンペーン」を展開し、シートベルト着用案内の車内放送やポスターの掲示を行うよう地方バス協会に要請している。また、「安全輸送決議」において、客席にシートベルトの装備があるバス車両の運行に当たっては、バス出発時に車内放送や映像による乗客へのシートベルト着用案内を徹底し、運転者の見回りによる着用案内を推進することを採択している。	
		【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇平成18年5月、88万枚のシートベルト着用促進ステッカーを作成し、全国のタクシー車両に貼付して 以来、現在まで数次にわたって文言の変更や外国語を盛り込むなど、改良を行いつつ利用客に対する 広報啓発活動を行っている。 直近では、平成30年12月、約7万枚のステッカーを配布したところ。	
		【全国個人タクシー協会】 〇シートベルト着用ステッカーの貼付 利用者向けにシートベルト装着を依頼するステッカーを作成、貼付している。国土交通省・観光庁による「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に基づき、平成29年6月に新たに作成し直し、英語・中国語・韓国語・ピクトグラムにも対応した。 〇全事業者向けリーフレットを配付	
		毎年9月~10月の交通安全運動実施に際し、全事業者向けにリーフレットを作成・配付している。利用者に「シートベルト着用」を呼びかけるよう周知した。 【全日本トラック協会】 〇国が主催する各季交通安全運動及びトラック業界独自の取り組みである「正しい運転・明るい輸送運動」などを通じ、シートベルトの着用について広報・啓発を行っている。	
		【NASVA】 〇各種運行管理者用講習テキストに掲載し周知している。通達「貸切バスのシートベルトの着用の徹底について(警察庁交企発第7号・国自安第247号(H28.2.3)」を掲載。	
A			
2. 飲酒運転等悪質な活			
①飲酒運転に対する行政処 分等の強化	〇飲酒運転を撲滅するための実効性のある行政処分 等の強化を検討。	【国土交通省】 〇「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において、2018年に国交省に報告された飲酒運 転事故40件について、事故当時の状況等について調査を実施。当該調査結果から、飲酒運転防止 対策の検討を進める。	
②飲酒運転·薬物運転根絶 のための指導等の実施	【バス業界】 〇飲酒運転・薬物運転根絶を啓発するセミナー等の受 講促進。	【日本バス協会】	
		【日本バス協会】 〇秋の交通安全運動に併せ「飲酒運転防止週間」を展開し、アルコール検知器の適正な使用等について、日本バス協会作成の「飲酒運転防止対策マニュアル」による対応をするよう地方バス協会に要請している。また、「安全輸送決議」において、運転者及び運行管理者の日常的な飲酒についての指導を徹底するとともに、遠隔地でのアルコールチェックの更なる実効性の確保に努めることや覚せい剤、危険ドラックに対しても細心の注意を払うことを採択している。 の点呼時におけるアルコール検知器使用の表際に呼い、基礎講習、一般講習及び特別、表別である。	

1	「たん) ** 田 】	【人国 / 与 与 与 本人人】	別冊日のナイヘドには竹の天旭月本寺に因	
	【タクシー業界】 〇ASK等の講習会等の啓発。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 OASK講習会を後援するなど、普及促進に努めている。	する内容を掲載するとともに、視聴覚教材	
	OASK等の語自云等の合光。	OASN語自云を依抜するなど、百久促進に労めている。	(DVD)「点呼-日々の安全運行のために」	
		【全国個人タクシー協会】	を作成し、各講習でテキストと合わせ本視聴	
		〇安全運行指導員だよりの発行	覚教材を機会あるごとに活用し点呼の必要	
		国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」に	性、点呼時におけるアルコール検知器の使	
		掲載された個人タクシーに関する飲酒事故情報をまとめ、	用義務等の啓発を実施。令和元年度におい	
		「安全運行指導員だより」に掲載し、各地域での啓発に活	ても引き続き実施している。 〇指導講習用テキストに、「覚醒剤等薬物	
		用するよう要請している。	ひ指辱調音用アイスドに、「見離刑寺架物 問題について」を掲載、各講習で運行管理	
		〇ポスターによる啓発	者等に対し覚醒剤、危険ドラック等薬物の	
		関東支部において、飲酒運転・薬物使用根絶を含む「事	危険性等の啓発を実施。令和元年度におい	
		業用自動車総合安全プラン2020」の周知ポスターを作成	ても引き続き実施している。	
		し、関係団体で掲示している。		
	○「飲酒運転防止対策ガイドライン」を策定し、飲酒運転	 【全国ハイヤー・タクシー連合会】		
		全国が「ベージングを日本】 令和元年5月「飲酒運転防止対策ガイドライン」を策定し、、		
	193 - 47 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14	従来の「飲酒運転防止対策マニュアル」を全面的に改定		
		し、取り組みの一層の推進を図っている。		
	【トラック業界】	【全日本トラック協会】		
	〇飲酒運転撲滅運動の推進。	○国が主催する各季交通安全運動及びトラック業界独自		
		の取り組みである「正しい運転・明るい輸送運動」などを通		
		じ、飲酒運転撲滅について広報・啓発を行っている。		
		〇また、令和元年9月の「交通対策委員会」において、以下		
		の項目を共有するなどにより、関係者一丸となって飲酒運		
		転根絶に向け取り組むよう「飲酒運転根絶に向けたトラック		
		運送業界の取り組みの強化」について決議した。 ・点呼実施体制の再確認		
		・点吁美心体前の母唯認 ・アルコール検知器における測定結果の確実な報告		
		・飲酒運転事故事例の周知による飲酒運転根絶意識の徹		
		成石建和争以争例の周知にある欧石建和成化志識の版		
		・他県の取り組み事例共有による効果的な取り組みの実践		
	撲滅の啓発。	〇飲酒運転根絶に向けて制作した「飲酒運転防止対策マ		
		ニュアル」について「フェリー乗船中の飲酒禁止」とすること		
		など内容を見直し、全国の会員事業者に配布し、トラック事業者が発展者に		
		業者や管理者、ドライバーの意識改革を推進するとともに、 営業所等において飲酒運転の防止対策を着実に実施する		
		古来が守において飲酒達転の防止対象を指奏に失肥するよう啓発に努めている。		
		○交通事故防止及び飲酒運転根絶の観点から、確実な点		
		呼の実施方法を解説するDVDを、令和元年10月に作成し、		
		全ト協のHPに公開した。(再掲)		
3アルコール依存症の危険	【国土交诵省】	┃ 【国土交通省】		
性の周知				
		ついて追記し周知。(平成30年6月1日)		

④運転中の携帯電話・スマートフォン使用防止のガイドライン等の周知徹底	○講習・セミナー等において、乗務中の携帯電話等の使用禁止の徹底。	【国土交通省】 〇運転中の携帯電話等の使用の禁止など、法令遵守の徹底を指導すること等について周知。(「事業用自動車の事故防止の徹底について」平成30年2月16日) 〇「指導監督マニュアル」に、携帯電話使用禁止等、道路交通法遵守の徹底について、事故事例を用いて詳しく説明した内容を追記し周知。(平成30年6月1日) 〇事故防止セミナーや運行管理者講習等の各種機会を捉え、上記内容を含む指導監督の徹底について周知。	※事故防止セミナーの開催状況は「1. (1)②」を参照。
		【日本バス協会】 〇運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底するため、「安全輸送決議」において、乗務中の 携帯電話やスマートフォンの使用の禁止を継続的かつ反復的に指導することを採択している。	
		【全日本トラック協会】 ○令和2年12月1日施行のスマホ・カーナビ等を使用・注視する「ながら運転」の罰則強化について、リーフレットを作成し、会員事業者に配布するとともに、全ト協の広報誌・HPに掲載し、周知・啓発を行っている。	
		【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇㈱ポケモンと連携し「運転中のながらスマホNO」のステッカーをタクシーに貼付し、利用客、周囲の自動車等に対する周知を実施。	
		【NASVA】 〇指導講習用テキストに掲載し講習で周知している。通達「乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁 止の徹底について(国自安第145号の2(H28.11.7)」掲載。	
	作した全ての事案について、監査を実施。	【国土交通省】 〇平成28年11月に発出した「「自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針に ついて」及び「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」の運用について」に基づき、監査を 実施している。	◆監査件数 令和元年度:42件
		【国土交通省】 〇乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底についての通達を運行管理者講習のテキストに 掲載し、各講習等において周知をしている。	◆運行管理者講習の受講者数 平成29年度:168,907人 平成30年度:170,875人 令和元年度:169,591人
2 白動電転 107空報	」 「技術の開発・利用・普及の促進		
①自動運転等新たな安全技術の開発・普及促進	【国土交通省】 〇路肩退避方式等の高度なドライバー異常時対応システムや、道路ごとの制限速度に応じて速度制御する自動速度制御装置、事故発生時に自動通報を行うシステム等の開発・普及促進に向けた検討の推進	【国土交通省】 〇自動運転技術を活用して路肩まで寄せて停止させる高度なドライバー異常時対応システムの技術的な要件についてまとめたガイドラインについて、高速道路を対象としたものを平成30年3月に策定し、一般道路を対象としたものを令和元年8月に策定した。 〇道路ごとの制限速度を自動で検出し、速度超過を警報したり速度制御を行う自動速度制御装置(ISA: Intelligent Speed Assistance)に関する技術的要件等のガイドラインを令和元年12月策定した。 〇衝突事故が発生した際に位置情報等を自動的に通報する事故自動通報システムについて、平成30年7月に保安基準を改正し、性能要件を定めた。また、平成30年度より自動車アセスメントの評価対象に追加し、装備状況の結果公表を行った。	
		【国土交通省】 〇自動運転技術を活用して路肩まで寄せて停止させる高度なドライバー異常時対応システムの技術的な要件についてまとめたガイドラインについて、高速道路を対象としたものを平成30年3月に策定し、一般道路を対象としたものを令和元年8月に策定した。【再掲】 〇道路ごとの制限速度を自動で検出し、速度超過を警報したり速度制御を行う自動速度制御装置(ISA: Intelligent Speed Assistance)に関する技術的要件等のガイドラインを令和元年12月策定した。【再掲】 〇大型車の交差点での巻き込み事故防止に向けて、右左折時や車線変更時に自車周辺の障害物を検知してドライバーに知らせる側方衝突警報装置について、国際基準が採択されたことを踏まえ、令和元年10月に保安基準を改正した。	
	〇後付け装置を含めた衝突被害軽減ブレーキ等を搭載 する車両に対する購入補助	【国土交通省】 〇平成19年度より実施している事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する	

○税制特例措置による先進安全技術の普及促進	【国土交通省】 〇平成24年4月より、衝突被害軽減ブレーキを装備した大型トラックに対して、自動車重量税及び自動車 取得税に係る税制特例措置を実施。平成25年度税制改正において、バスを税制特例対象に追加。平成 27年度税制改正において、トラック及びバスの対象装置に車両安定性制御装置を追加。平成29年度税 制改正において、バスの対象装置に車線逸脱警報装置を追加。平成30年度税制改正において、トラック に同装置を追加し装置の拡大。令和元年度税制改正において、自動車取得税の廃止に伴い、自動車税 (環境性能割)の特例措置として措置することとし、適用期限の延長をした。	・平成28年度: 66.1% ・平成29年度: 75.7%
【バス業界】 〇運転支援装置の導入促進。	【日本バス協会】 〇運輸事業振興助成交付金事業により、衝突被害軽減ブレーキ、車間距離警報装置、横すべり防止警報装置、車線逸脱装置、居眠り警報装置に対し、H30年度に12地方バス協会が運輸事業振興助成交付金による助成事業を実施し、導入の促進を図っている。(衝突被害軽減ブレーキについては、日本バス協会も助成を実施している。)	
【タクシー業界】 〇衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した タクシー車両の普及・促進。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇平成29年10月に発表されたトヨタ自動車 JPN TAXIには、タクシー専用車として初の衝突被害軽減ブレーキが標準装備されており、令和3年1月末現在で登録台数は約2万4千台となっている。全タク連では、今後も同車の普及促進を図るべく、補助金の拡充や優遇税制の支援措置を要望していく。 【全国個人タクシー協会】 〇ASV機能装着車両の導入目標設定「個人タクシー業界が今後取り組む事項」を平成29年11月に策定し、その中にASV車両の導入を掲げ、全国各地で2020年での導入目標値を設定した。全国平均導入目標値29%。	
【トラック業界】 〇衝突被害軽減ブレーキ等のASV関連機器、運行記録計、ドライブレコーダ等の運行管理・支援機器の普及拡大の促進。	【全日本トラック協会】 〇高速道路上で約7割を占める事業用トラックによる追突事故の発生など、事故実態に即し、衝突被害軽減ブレーキ等のASV関連機器、後方・左側方視野確認支援装置、ドライブレコーダ等の運行管理・支援機器の普及拡大の促進を図るため、会員事業者に対する助成事業等を実施している。	◆安全確認支援装置(※)への助成実績 平成29年度:11,899台 平成30年度:12,564台 令和元年度:12,564台 令和2年度:9,051台(令和3年2月時点) ※安全確認支援装置の内容:後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置・呼気吹込み式アルコールインターロック装置・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ◆ドライブレコーダへの助成実績 平成29年度:14,417台 平成30年度:14,768台 ※令和元年度からは、事業用トラックに搭載するドラレコの選定のみ全ト協で行うこととし、トラック業界に有効な機器の導入促進を図ることとしている。
〇衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した都道府県トラック協会の会員事業者(中小企業者)に対する導入助成。		◆衝突被害軽減ブレーキへの助成実績 平成29年度:131台 平成30年度:2,612台 令和元年度:3,326台 令和2年度:2,668台(令和3年2月時点)

②自動運転技術等の実用段階に応じた利用環境の整備	Oトラックの隊列走行や自動運転車両による地域公共	【トラックの隊列走行の実現】 ○後続車両が有人の隊列走行については、平成30年1月より新東名、北関東道等において実証実験を開始した。後続車両が無人の隊列走行については、平成31年1月より新東名において後続車有人状態で実証実験を開始し、令和3年2月に実際に後続車運転席を無人とした状態(後続車助手席には保安要員乗車)での後続車無人隊列走行を実現した。 ○高速道路でのインフラ側からの支援策の検証を目的とし、令和2年度より、新東名において、注意喚起情報板による本線合流部における安全対策等の実証実験を実施している。 【自動運転車両による地域公共交通サービスの実現】 ○最寄駅等と最終目的地を結ぶラストマイル自動運転について、平成29年12月より公道実証を開始し、1名の遠隔監視・操作者が複数車両を担当する自動運転技術の検証や社会受容性の実証評価等を全国4箇所において実施しており、令和2年12月に福井県永平寺町においてサービスを開始した。 ○道の駅等を拠点とした自動運転サービスについて、自動走行に対応した道路空間の基準等の整備やビジネスモデルの構築のため、長期間(1~2ヶ月程度)のより実践的な実験を中心に実施した。また、長期間の実証実験を終えた道の駅「かみこあに」(秋田県)では、令和元年11月の本格導入以来1年以上にわたる安全な運行管理、延べ5,000kmを超える安全な走行を継続している。 ○都市交通における自動運転技術の活用を図るため、平成30年度よりニュータウンにおける自動運転サービスの実証実験等を通じた都市交通のあり方を検討するとともに、ニュータウンにおける自動運転サービスの実証実験を平成31年2月より実施した。 【自動運転車の運送事業への導入】 ○限定地域での無人自動運転移動サービスの安全性及び利便性を確保するために、旅客自動車運送事業者が検討していく上で必要となる基本的な考え方を令和元年6月にガイドラインとしてとりまとめた。	
③運行管理の高度化のため のデジタル式運行記録計の 普及拡大	〇デジタル式運行記録計の普及促進のための補助事業の実施。	〇平成22年度に自動車運送事業者によるデジタル式運行記録計等の導入を支援する補助制度を創設し、毎年度実施している(補助率1/3)。 〇平成25年度に自動車運送事業者による過労運転防止に対する先進的な取り組みに対する導入を支援する補助制度を創設し、毎年度実施している(補助率1/2)。その中で、運転者の運行状況をリアルタイムに営業所に通知するデジタル式運行記録計についても補助を実施している。	◆補助台数 【運行管理の高度化】 令和元年度:デジタル式運行記録計(映像記録型ドライブレコーダーとの 一体型含む) 6,364台 【過労運転防止(運転者のリアルタイム運行管理機器)】 令和元年度:デジタル式運行記録計(映像記録型ドライブレコーダーとの 一体型含む) 971台
	【タクシー業界】 〇デジタル式運行記録計の普及拡大のための取組の 実施。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇平成30年3月、「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を策定し、デジタル式運行記録計、自動日報システム等を始めとする業務の効率化・省力化機器等の整備に努めることを盛り込むとともに、自動車事故対策費補助金の周知など、導入の促進に努める。	
	【トラック業界】 〇デジタル式運行記録計の普及促進。	【全日本トラック協会】 〇地方トラック協会が導入助成する対象機器選定を全ト協にて実施することで、適正な運行管理に資するデジタル式運行記録計の普及促進に努めている。	
	【国土交通省】 OICTを活用した新たな点呼の手法を事業者が活用できるよう検討。	【国土交通省】 〇輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる旅客自動車運送事業者の営業所についても、営業所と車庫間で行う点呼に限り、ICTを活用した点呼として、貨物自動車運送事業に対し認めていたIT機器を用いた点呼を行うことができるよう、省令を改正した(平成30年3月30日公布・施行)。	
	【トラック業界】 〇高度なIT点呼システムの構築、普及拡大。	【全日本トラック協会】 〇IT機器等を活用した高度な点呼システム導入に向け、関係団体等との情報の共有化を図りつつ、今後の普及拡大に向けた検討を行っている。	
	〇高機能携帯型アルコールチェッカーの活用、推進。	【全日本トラック協会】 〇アルコール検知器製造メーカー等の関係団体とも連携を図り、アルコールチェッカーの適正な活用等について推進を図っている。	

⑤先進安全自動車等に対する整備技術の高度化	○関係業界と連携し、新技術を搭載した先進安全自動車等の高度な整備技術に対応するための、スキャンツール(外部故障診断装置)の普及促進と整備要員の技能向上、整備不良等の防止。	〇汎用スキャンツールの普及促進のため、平成25年度から購入補助を実施しており、令和元年度は、自動車分解整備事業者と優良自動車整備事業者に加え、自動車整備士が在籍する自動車関連施設も対象とし、スキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部の補助を実施した(補助率1/3、上限額、1事業者あたり15万円)。 〇平成23年に「自動車整備技術の高度化検討会」を設置し、①整備要領書の提供の充実、②汎用ス	平成26年度: 件数1,763件 平成27年度: 件数1,834件 平成28年度: 件数1,429件 平成29年度: 件数1,553件 平成30年度: 件数1,308件
⑥健康起因事故の未然防止に必要な医学的知見を踏まえたガイドライン作成によるスクリーニング検査の導入拡大し、運転不能に陥った場合に自動停止するシステムの早期実用化	○セミナー等を通じた健康起因事故防止対策の周知。	〇健康起因事故の防止のための取組の徹底について周知。(「健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について」平成30年6月8日、「バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について」平成30年11月2日) 〇事故防止セミナーや運行管理者講習等の各種機会に加え、健康起因事故の防止をテーマとした「プロ	平成29年2月21日 聴講者約220名 平成30年2月8日 聴講者約220名
	動速度制御装置、事故発生時に自動通報を行うシステム等の開発・普及促進に向けた検討の推進(再掲)	○「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定し周知。(平成30年2月23日)	
	〇睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査の促進。	【日本バス協会】 〇地方バス協会に対し、国土交通省作成の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「SA S対応マニュアル」の周知徹底を図っている。H30年度に38地方バス協会が運輸事業振興助成交付金 によるSASの助成事業を実施している。)	
	〇定期健康診断のデータ等を活用し、乗務員個々の健康等を考慮した点呼の推進。	【日本バス協会】 〇「安全輸送決議」において、健康診断の受診を徹底するとともに、運転者個々の健康状態を考慮した 点呼を推進し、運転者の健康に起因する事故の防止に努めることを採択している。	
	〇「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイド ライン」の周知	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇平成30年8月、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を6千部を印刷、同マニュアルの付録として「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を掲載し全国の会員事業者へ頒布。 〇令和元年9月、交通安全委員会において、「自動車運送事業者における心臓疾患大血管疾患対策ガイドライン」等について講師を招聘して周知を行った。	

	【タクシー業界】 〇SASスクリーニング検査の普及啓発。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇平成26年9月、ヘルスケアネットワークより講師を招聘し、SASスクリーニング検査に関連した運転者 の健康管理について講演を行い、会員事業者対しスクリーニング検査の重要性について周知を実施し	
		で、 平成29年より「SASスクリーニング検査の受検推進キャンペーン」を実施し、ヘルスケアネットワーク 及び睡眠健康研究所の協力を得て、スクリーニング検査の閑散期に割引価格で受検が可能になるよう 普及啓発に努めている。	【全国個人タクシー協会】 ◆東京都個人タクシー協同組合による脳MRI受診者
		【全国個人タクシー協会】 ○脳血管疾患ガイドラインの周知 全事業者向け機関紙「全個協」及び「安全運行指導員だより」に「脳血管疾患ガイドライン」を掲載し、健 康診断・脳健診の重要性を啓発した。	平成28年度 29名 平成29年度 272名
	【トラック業界】 〇健康診断結果を活用した健康管理の徹底。	【全日本トラック協会】 〇「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に示された健康診断結果のフォローを確実に行うことを目的に、「運輸ヘルスケアナビシステム」(紙ベースの診断結果をデータ化し、経年変化等の可視化等を行う)を平成29年度に構築し、ドライバーの健康管理向上にトラック業界として取り組んでいる。	◆運輸ヘルスケアナビシステムの実績 H29年度:30社 2,179名(実証実験) H30年度:43社 3,844名 R01年度:79社 4,892名 R02年度:52社 3,394名(令和3年2月時点)
	○「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」の実施。	【全日本トラック協会】 〇道路貨物運送業において、脳・心臓疾患による過労死等の件数が最多であることを受け、その撲滅を図るため「過労死等防止計画」(5か年計画)を定め、2022年度までに過労死等の発症を20%削減する取り組みを行っている。具体的内容としては、定期健康診断100%受診や長時間労働の縮減対策等を盛り込んでいる。 〇健康起因事故の増加を受け、トラックドライバーの健康管理対策に焦点を当てたセミナーを開催し、会員事業者の取り組みを促し、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を図っている。 〇また、脳・心臓疾患による健康起因事故防止を図るため、点呼時の血圧測定を推進する観点から血圧計の導入促進事業を平成30年度から実施している。	◆過労死等防止・健康起因事故防止セミナーの実施回数 H29年度:48回 3,440名 H30年度:49回 3,833名 R01年度:43回 3,155名 R02年度:32回 1,095名(令和3年2月時点) ◆血圧計の導入に対する助成 H30年度:1,119台 R01年度:853台 R02年度:251台(令和3年2月時点)
	Oドライバーの睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成事業の実施。	【全日本トラック協会】 〇ドライバーの睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査に対する助成を行うとともに、スクリーニング検査後の治療状況などを把握し、SAS対策の普及・強化に努めている。	◆SASスクリーニング検査への助成実績 H29年度:24,919人 H30年度:32,849人 R01年度:26,309人 R02年度:25,066人(令和3年2月時点)
4. 超高齢社会を踏また ①高齢運転者の特徴を踏まえた事故防止対策	えた高齢者事故の防止対策 【タクシー業界】 〇高齢運転者の特徴を踏まえた対策の実施。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇交通安全委員会において。平成24年4月「高齢運転者の交通事故防止について」平成28年4月「運 転者の認知症予防対策」について講師を招聘して講演を実施するなど、会員事業者に対して高齢運転 者の事故防止について周知、啓発を図っている。	
		【全国個人タクシー協会】 ○高齢者講習会の実施 支部・会員・所属団体等において高齢事業者を対象に健康管理・事故防止等に関する講習会を実施している。	
		【NASVA】 〇各種指導講習用テキストに掲載し講習で周知している。 〇平成28年度に指導監督告示に基づく高齢運転者の指導教育の取組事例等を挙げた視聴覚教材(DVD)「高齢運転者の安全運行のために」を作成し、平成29年度以降の講習で本視聴覚教材を機会あるごとに活用し継続している。	
	OSASスクリーニング検査の普及啓発。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇平成26年9月、ヘルスケアネットワークより講師を招聘し、SASスクリーニング検査に関連した運転者 の健康管理について講演を行い、会員事業者対しスクリーニング検査の重要性について周知を実施し	
		平成29年より「SASスクリーニング検査の受検推進キャンペーン」を実施し、ヘルスケアネットワーク 及び睡眠健康研究所の協力を得て、スクリーニング検査の閑散期に割引価格で受検が可能になるよう 普及啓発に努めている。	
			【全国個人タクシー協会】 ○東京都個人タクシー協同組合による脳MRI受診者【再掲】 平成28年度 29名 平成29年度 272名 平成30年度 57名 令和元年度 29名
		【全日本トラック協会】 〇定期健康診断結果からハイリスク者を可視化することができる全日本トラック協会が開発したシステム 「電験なリスケマービシステム」の実界を取ば20年度から開始した。(再提)	

		【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇平成26年4月、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を6千部を印刷、全国の会員事業者へ頒布。	
		【全国個人タクシー協会】 〇健康診断補助金の支給 所属団体において、健康診断に対する補助金を支給している。 〇健康管理についての申し合わせ 東京都個人タクシー協会において、健康管理対策の徹底について各団体間で申し合わせを行った。再 検査等の所見のある者に対し、役員等による個別指導を行っている。	
②適性診断の徹底及び受診 結果を踏まえた指導・監督、 職場環境の整備等	○適性診断受診の徹底と活用促進。	ONASVA適性診断の結果を運転者の添乗指導等に活用している。また、地方バス協会において、運転者適性診断受診料補助事業を行っている。	◆NASVAによる適性診断実績 H30年度(任意診断)249,978人(義務診断)221,864人 R元年度(任意診断)253,002人(義務診断)224,305人 R2年度(任意診断)171,547人(義務診断)139,633人 ※R2.12
		【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇平成23年9月、交通安全委員会で「適性診断結果を活用した交通事故防止について」講師を招聘して講演を実施した。 平成30年8月、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の	
		実施マニュアル」を6千部を印刷、全国の会員事業者へ頒布。 【全国個人タクシー協会】	
		ONASVA適性診断の活用 NASVA適性診断の結果票に基づき、役員等が事業者に対し、自己の運転特性等についての自覚を 促す注意喚起を行っている。	
		【全日本トラック協会】 〇「事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針」に対応して作成した「事業用トラックドラックドライバー研修テキスト」において、トラックドライバーの運転適性に応じた安全運転を盛り込み、適性診断の計画的な受診等について推進を図っている。	
		【NASVA】 ○各種指導講習用テキストに適性診断結果に基づく適切な指導助言方法に関する記述をリニューアルした「運転者の運転適性に応じた安全運転指導」を掲載して周知している。 ○インターネット予約による診断の予約を可能にさせ、さらにナスバネット(インターネット適性診断システム)による契約事業者の拡大を図り、受診者の利便性を向上させている。	
③高齢歩行者、乗客等の事故を防止するための対策	【バス業界】 〇高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹 底するための、ドライブレコーダーを活用した指導体制 の構築。	【日本バス協会】 〇高齢者事故の防止対策 ・高齢者が安全・安心に乗降できるよう高齢者に配慮した「ゆとり運転」を徹底するため、ドライブレコー ダー等を活用した指導体制を構築し促した。	
	〇高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付。	【日本バス協会】 〇高齢者事故の防止対策 ・高齢者が多い地域、施設等を把握して、マップ等を作成し営業所内に掲示するとともに、点呼時に注意 喚起を図った。	
		【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇従来から110番協力タクシー、徘徊認知症高齢者SOSネットワークシステム、はいかいシルバーSOSなど、地域の自治体と連携し、高齢者の見守り、保護の取り組みを全国で実施。 〇各都道府県警察とタクシー協会(令和元年度末現在29協会)が、徘徊老人を含む、路上寝込み者の通報、保護を目的とした協定を締結している。	
	【トラック業界】 〇高齢歩行者が事故被害者となるトラック事故の実態 の関係者への周知徹底。	【全日本トラック協会】 〇効果的な映像を活用した「ドライブレコーダ実践セミナー」や「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」を通じ、高齢歩行者特有の行動(昼間の交差点及び夜間の道路横断等)など高齢歩行者が事故被害者となるトラック事故の実態を周知し、交通事故実態に即した事故防止対策の普及啓発に努めてい	※事故防止セミナーの開催状況は「1.(1)②」を参照。
	〇高齢歩行者特有の行動(昼間の交差点及び夜間の 道路横断)の啓発活動。	්ිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිිි	
		〇効果的な映像を活用した「ドライブレコーダ実践セミナー」や「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」を通じ、高齢歩行者特有の行動(昼間の交差点及び夜間の道路横断等)など高齢歩行者が事故	
	○交差点通過時における車両周辺歩行者等の安全確認の励行。	被害者となるトラック事故の実態を周知し、交通事故実態に即した事故防止対策の普及啓発に努めるとともに、車両周辺の安全確認支援装置に対する助成事業を実施している。	

の分析とその結果に基づく適切な対策の実施	〇事故統計からの、モード毎の特徴の分析及び対策の 検討を実施及び各業界の周知。	を検討している。 【NASVA】	通事故対策検討会において、モード毎の交通事故の特徴の分析及び対策 入手した事故統計を基に各種指導講習用テキストに事故発生の傾向を示 習で周知している。	
	◆車内事故の防止(特に発進時の車内事故削減)	安全運転の周知徹底と運行を「ゆとりダイヤ」を確保するよう	キャンペーン」を展開し、乗客が着席してから発車する「ゆとり運転」による ダイヤを点検し、必要に応じて見直しをする等ゆとりある乗降を可能とする ら地方バス協会に要請している。また、「安全輸送決議」において、発進時の ゆとり運転」の徹底を採択している。	
			毎年7月に「車内事故防止キャンペーン」を展開し、シートベルト着用案内 まを行うよう地方バス協会に要請している。	
		示を行うよう地方バス協会に があるバス車両の運行に当た	キャンペーン」を展開し、シートベルト着用案内の車内放送やポスターの掲要請している。また、「安全輸送決議」において、客席にシートベルトの装備とっては、バス出発時に車内放送や映像による乗客へのシートベルト着用りによる着用案内を推進することを採択している。	
		○平成26年から10~12月 を交通事故抑止重点対策期間と定め、出会い頭事故防止、路上寝込み者等の轢過 事故防止等を掲げ、会員事	○事故重点削減目標の設定	
	〇信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の 習慣化の徹底。		【全国個人タクシー協会】 ○全事業者向けリーフレットを配付 毎年9月~10月の交通安全運動実施に際し、全事業者向けにリーフレットを作成・配付している。交差点内での安全確認のポイント・タイミング等の習慣化を促進した。 ○「安全運行指導員だより」の発行 信号のない交差点での2段階停止の習慣づけをする旨を「安全運行指導員だより」に掲載し、各地域での啓発に活用するよう周知した。	
	〇運行管理者等による同乗指導。			
	〇早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行。		【全国個人タクシー協会】 〇「安全運行指導員だより」の発行 早めのライト点灯やライト上向け走行を促す旨を「安全運行指導員だより」に掲載し、各地域での啓発に活用するよう周知した。	
		【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇各都道府県警察とタクシー協会(令和元年度末現在29協会)が、路上寝込み者の通報、保護を目的とした協定を締結している。	【全国個人タクシー協会】 〇「安全運行指導員だより」の発行 路上横臥者を発見したら警察へ通報と保護活動を促す旨を「安全運行 指導員だより」に掲載し、各地域での啓発に活用するよう周知した。	
		合会】 〇平成26年から10~12月 を交通事故抑止重点対策期間と定め、出会い頭事故防止、路上寝込み者等の轢過 事故防止等を掲げ、会員事業者に対して周知啓発活動	○「安全対策推進会議」の設置 支部・会員・所属団体において「安全対策推進会議」を設置している。それぞれの団体における「総合安全プラン2020」の策定・見直しを図るとともに、事業者に対し事故情報等の提供を行った。 ○各運輸局開催の「事業用自動車安全対策会議」への参画	

〇所属団体等の最小団体において、少人数による指導 又はKYT等を実施。(個人タクシー)		【全国個人タクシー協会】 〇少人数による指導 所属団体又は構成団体において、少人数による講習会を実施し、情報 提供やKYT等を活用した事故防止の指導を行った。	
発。	〇平成26年12月、「出会い頭の事故防止」及び「路上寝込み者等との事故防止」の 啓発用ポスターを1万5千枚 作成し、全国の会員事業者 へ配布	【全国個人タクシー協会】 〇ポスター・リーフレット、機関紙「全個協」、安全運転ステッカー、「安全運 行指導員だより」等による広報 支部・会員・所属団体並びに関係団体に安全・安心・快適輸送を訴える ポスターを配付した。全事業者宛にリーフレット・機関紙「全個協」を配付 し、「事業用自動車総合安全プラン2020」の概要、安全運転のポイント、車 両特性に合わせた運転、脳健診受診促進等の内容を広報・周知した。安 全運転・接客マナー向上のステッカーを作成し全車両に貼付している。「安 全運行指導員だより」を発行し、安全運行啓発の中心的役割を担う安全 運行指導員に対し、事故防止・指導における情報提供を行った。	
	〇平成18年5月、88万枚のシートベルト着用促進ステッカーを作成し、全国のタクシー車両に貼付して以来、現在まで数次にわたって文言の変更や外国語を盛り込む	〇シートベルト着用ステッカーの貼付 利用者向けにシートベルト装着を依頼するステッカーを作成、貼付している。国土交通省・観光庁による「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に基づき、平成29年6月に新たに作成し直し、英語・中国語・韓国語・ピクトグラムにも対応した。 〇全事業者向けリーフレットを配付 毎年9月~10月の交通安全運動実施に際し、全事業者向けにリーフレットを作成・配付している。利用者に「シートベルト着用」を呼びかけるよう周	
	〇平成26年から10~12月	【全国個人タクシー協会】 〇「安全運行指導員だより」の発行 早めのライト点灯やライト上向け走行を促す旨を「安全運行指導員だより」に掲載し、各地域での啓発に活用するよう周知した。	
した取り組みの促進。 〇事業用トラック重点事故対策マニュアル(追突・交差 点)の等定	の再発防止対策を示すなど、 ○また、事業用トラックを第一とを各都道府県(車籍別)の共 ○特に、死亡事故件数が車両	区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故 交通事故防止セミナー等に反映している。 当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」件以下とするこ 通目標とし、事故防止対策の推進を図っている。 可台数1万台当たり「1.5」件を複数年度にわたり連続して超えている地域に 強化するため、トラックドライバー等を受講対象として、当該地域に対する る。	※事故防止セミナーの開催状況は「1.(1)②」を参照。
〇ドラレコ及びデジタコ等安全管理機器のより積極的な 導入の促進。	全日本トラック協会】 ○地方トラック協会が導入助成する対象機器選定を全ト協にて実施することで、適正な運行管理に資するデジタル式運行記録計等安全管理機器等の普及、導入促進に努めている。		
	全日本トラック協会】 〇車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故 の再発防止対策を示すなど、交通事故防止セミナー等に反映している。 〇また、事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」件以下とするこ とを各都道府県(車籍別)の共通目標とし、事故防止対策の推進を図っている。		
〇車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細な事故分析手法への見直しおよび迅速かつ効果的な検証による新たな対策の樹立。	○車籍別、発生地域別、車両 の再発防止対策を示すなど、 ○また、全国の会員事業者の	区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故 交通事故防止セミナー等に反映している。 代表で組織する「交通対策委員会」を設置し、少なくとも年2回のフォロー 対策の有効性等に関する検証を実施している	

	〇事業用トラックによる死亡事故の発生地域別データ ベースを構築し、事故防止啓発ツールとして活用。	【全日本トラック協会】 〇車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故の再発防止対策を示すなど、交通事故防止セミナー等に反映している。 〇また、事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」件以下とすることを各都道府県(車籍別)の共通目標とし、事故防止対策の推進を図っている。	
等、事業者が保有する情報	を活用した指導・監督マニュアル」の周知。	【国土交通省】 ○貸切バスのドライブレコーダーを活用した指導監督の義務付けに係る新たな指導監督内容、及び「ドライブレコーダの映像を活用した指導・監督マニュアル」について改めて周知。(「貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について」平成29年11月21日) 【NASVA】 ○「危険予知トレーニング(KYT)シート」を各種指導講習用テキストに掲載し、講習・セミナーで周知している。 ○ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「ドライブレコーダーKYT I ~IV」を制作し頒布している。	平成29年度 2,323件 平成30年度 966件 令和元年度 2,010件
	【バス業界】 〇ドライブレコーダー等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導等に活用。	【日本バス協会】 〇映像記録型ドライブレコーダー等の活用 ドライブレコーダー映像等、保有する情報を活用した運転者の運転特性や運転技能の確認及び研修の 実施等の指導に努めることを「安全輸送決議」で採択し、映像記録型ドライブレコーダー等により得られ たデーターを交通安全教育及び添乗指導等に活用して乗務員の質の向上を図ることとしている。	
	【タクシー業界】 〇ドライブレコーダーの映像を活用した安全教育の実施。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 〇タクシー車両のドライブレコーダー搭載数は、14万台を超え全タク連調査では搭載率が88.4%となっている(令和元年度末)。 全タク連では、交通安全委員会等で、ドライブレコーダーの活用方法等の講演を実施するなど、安全教育に活用するべく周知啓発をしているところであるが、今後も取り組みを継続していく。	
		【全国個人タクシー協会】 〇ドライブレコーダーの映像を活用したDVDの作成・配付 所属団体において、ドライブレコーダーの事故映像を収録したDVDを作成し、傘下の構成団体に配付した。構成団体において、事業者の安全教育の教材として活用している。 〇NASVAのドライブレコーダーKYT教材の活用 所属団体、構成団体において、事業者の安全教育の起用材としてNASVAのドライブレコーダーKYTを活用している。	
	【トラック業界】 〇「ドライブレコーダ導入の手引き」、「ドライブレコーダ 活用マニュアル」、「WEB版ヒヤリハット集」の製作と、 ホームページ上への公開。	【全日本トラック協会】 〇交通事故防止対策の充実強化を図るため、関係事業者等がヒヤリハット映像を活用できるよう「WEB版ヒヤリハット集」に追加掲載しているほか、効果的な映像を活用した「ドライブレコーダ実践セミナー」や「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」を通じ、交通事故実態に即した事故防止対策の普及啓発に努めている。	◆WEB版ヒヤリハット集の掲載数:61事例
	O「ドラレコ活用マニュアル」による、ドラレコ活用セミナーの開催。		※事故防止セミナーの開催状況は「1.(1)②」を参照。
	事故防止対策)への助成事業の実施。	【全日本トラック協会】 ○交通事故防止対策の充実強化を図るため、関係事業者等がヒヤリハット映像を活用できるよう「WEB版ヒヤリハット集」に追加掲載しているほか、効果的な映像を活用した「ドライブレコーダ実践セミナー」や「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」を通じ、交通事故実態に即した事故防止対策の普及啓発に努めている。 ○また、車両周辺の安全確認支援装置に対する助成事業を実施している。	
◎ ᆍ⊥★₩★^^~			◆安全確認支援装置(※)への助成実績(再掲) 平成29年度:11,899台 平成30年度:11,959台 令和元年度:12,564台 令和2年度:9,051台(令和3年2月時点) ※安全確認支援装置の内容:後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置・呼気吹込み式アルコールインターロック装置・IT機器を活用した遠 原地で行う点面に使用する推進型マルコールを知器
		【国土交通省】】 〇28年度より運用を開始した事業用自動車総合安全システムにより、自動車運送事業者に関する情報について、統計・分析等のデータ処理を行うことで監査対象事業者に係る情報収集による事前準備を効率化し、監査の質的向上も図っている。 30年度末には上記個別システムからの情報の取込み情報のさらなる追加(運行管理者補助者情報等)等を行うなど、より多くの情報を収集することで機能拡充に努めている。	
	【トラック業界】 〇交通事故の種類・類型等の詳細分析による傾向と対策の実施。	【全日本トラック協会】 〇車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故 の再発防止対策を示すなど、交通事故防止セミナー等に反映している。	

6. 道路交通環境の改善

道路交通環境の改善

【国土交通省·警察庁】

〇事故の発生割合が高い区間における交差点改良や 歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良等。

○通学路における歩道の整備や路肩のカラー舗装、防 護柵の設置等。

めのハンプや狭さく等の整備による歩行者、自転車の 安心・安全の確保。 〇防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設の適切な維

持・管理を実施。

【国土交通省】

○社会資本整備重点計画に基づき、事故の発生割合が高い箇所を「事故危険箇所」に指定し、交差点 改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良等を重点的に実施。

〇平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検や通学路交通安全プログラムに基づく定期的な合同 点検結果に基づき、通学路における歩道整備やカラー舗装、防護柵の設置、信号機の設置等を推進。 〇市街地等における生活道路の安全を確保するため、最高速度30キロメートル毎時の区域規制を実施 ○生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高するとともにその他の安全対策を組み合わせて行う「ゾーン30」やETC2.0のビッグデータを活用して速度 い地区において、生活道路への通過交通を抑制するた 超過や急減速等の潜在的な危険箇所を特定し効果的、効率的な対策を実施する「生活道路対策エリア」 |において、地域の状況に応じて、防護柵や路側帯の設置・拡幅、ハンプや狭さく等の物理的デバイスの 設置等、都道府県公安委員会と道路管理者が連携した歩行者・自転車利用者の交通安全対策を推進。

◆事故危険箇所の指定数

第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)に基づく指 定数:3,125か所